新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（案）、投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則（案）、産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令（案）、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（案）、特定新需要開拓事業活動計画の認定等に関する命令（案）、産業競争力強化法に基づく募集新株予約権の機動的な発行に関する省令（案）  
に対する意見公募要領

令和６年７月１６日

経済産業省経済産業政策局産業創造課

１．意見公募の趣旨・目的・背景

第２１３回通常国会において、「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」（令和６年法律第４５号）（以下「改正法」という。）が成立しました。改正法の一部は、公布の日から起算して３月以内に施行されることとされているところ（改正法附則第１条本文）、これに伴い必要な省令の改正及び制定を行います。

　ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

２．意見公募の対象

* 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（案）
* 投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則（案）
* 産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令（案）
* 独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（案）
* 特定新需要開拓事業活動計画の認定等に関する命令（案）
* 産業競争力強化法に基づく募集新株予約権の機動的な発行に関する省令（案）

３．資料入手方法

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

（２）窓口での配布

　　　　経済産業省経済産業政策局産業創造課（東京都千代田区霞が関　経済産業省本館７階）

４．意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

　令和６年７月１６日（火）～令和６年８月１５日（木）必着

※「e-Gov」は新システムへの切替作業に伴い、令和６年８月９日（金）19時から令和６年８月13日（火）８時まで（予定）、公示情報の閲覧、意見の提出等のパブリックコメントに関する機能を含め、全サービスが利用できませんので、あらかじめご了承ください。

なお、本意見募集においては、上記切替作業期間中、公示情報につき、経済産業省ホームページに掲載いたしますので、そちらをご参照ください。

【掲載URL】<https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/index.html>

５．意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

（２）郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒１００－８９０１

東京都千代田区霞が関１－３－１

経済産業省経済産業政策局産業創造課 パブリックコメント担当 あて

（３）電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：　bzl-sankyoho\_public\_comment@meti.go.jp

（電子メールの件名を「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（案）等に対する意見」として下さい。）

　※　電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

６．その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

経済産業省経済産業政策局産業創造課　パブリックコメント担当　宛

**「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（案）、投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則（案）、産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令（案）、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（案）、特定新需要開拓事業活動計画の認定等に関する命令（案）、産業競争力強化法に基づく募集新株予約権の機動的な発行に関する省令（案）」に対する意見**

|  |  |
| --- | --- |
| ［氏　名］ | （企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名） |
| ［住　所］ |  |
| ［電話番号］ |  |
| ［電子メールアドレス］ |  |
| ［御意見］ | |
| ・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）  ・意見内容  ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） | |